

豊中市木造住宅耐震改修補助制度のご案内

平成18年(2006年)1月に、耐震改修促進法が改正され、平成20年(2008年)3月に住宅・建築物耐震改修促進計画を定め、平成28年度(2016年度)に改定を行ったところですが、この計画に沿って、市内の民間の木造住宅の所有者に対し、補助金を交付することにより、木造住宅の耐震改修を促進し、地震による人的・物的な被害の軽減を図ることを目的として、木造住宅耐震改修補助制度(平成20年4月1日実施)を設けております。平成30年度は昨年度に引き続き補助上限額が最大100万円になりますのでご案内申し上げます。

▼ 補助対象建築物

原則として、建築基準法の規定に適合するもので、昭和56年5月31日以前に建築基準法第6条第1項の規定による確認を受けて建築された地階を除く階数が2以下の木造住宅

▼ 補助対象耐震改修工事

耐震診断結果の数値(構造耐震指標を示す数値)が1.0未満の木造住宅について、次のいずれかに該当するもの

ア. 耐震改修工事後の当該数値を1.0以上まで高めるための計画

イ. 耐震診断結果の数値が0.7未満の場合、耐震改修工事後の結果の数値が0.7以上、又は、2階建て住宅の1階部分の数値が1.0以上となる計画

ウ. シェルターの工法

国土交通省又は一般財団法人日本建築防災協会及びその他の公的機関(一般財団法人日本建築総合試験所、大学等の研究機関等)において、性能等(地震発生時に居住している住宅の倒壊から自らの生命を守ることができる居住空間の安全性)が確認された工法

▼ 補助対象者

木造住宅の所有者

ただし、所有者の前年の所得が1,200万円を超える場合は補助の対象外

▼ 補助対象経費

耐震改修工事に要した費用(耐震設計補助金の交付を受けていない場合は耐震改修工事のための設計委託費用を含めることができます。)

▼ 補助内容

耐震改修工事に要した費用の額の2分の1と※80万円(ただし長屋又は共同住宅については※80万円に戸数を乗じて得た額)のうちいずれか少ない額とする。

※世帯所得が一月あたり21.4万円以下の場合は80万円が100万円になります。

また、所有者の前年の課税所得金額が5,070,000円以上の場合は80万円が40万円になります。

▼ その他

建築物の所有者と占有者(居住者等)が異なる場合、共同住宅・長屋等所有者が複数いる場合は全員の耐震改修を実施してよい旨の同意書が必要です。

建築基準法に抵触している物件につきましては、補助制度の対象外となる場合があります。

▼ 問合せ先

詳細については、豊中市 都市計画推進部 建築審査課
(TEL 06-6858-2417)にお問い合わせください。